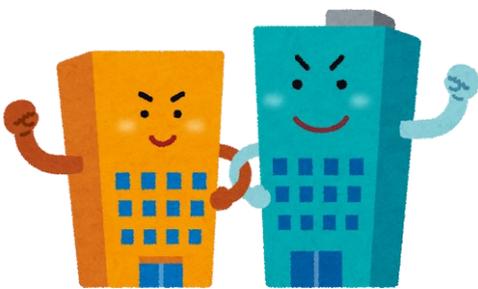


『令和6年度税制改正大綱(14) 中小M&A税制の拡充』

今回の改正では、成長意欲のある中堅・中小企業が複数の中小企業をグループ化して経営資源を集約し、飛躍的な成長を遂げることができるよう中小企業事業再編投資損失準備金制度が拡充される。出資額要件は1億円以上100億円以下。積立上限額は、特別事業再編計画に基づいた株式取得額の70%(1社目)、又は100%(2社目以降)。措置期間は10年に延長される。

青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の改正法の施行日から2027年3月31日までの間に特別事業再編計画の認定を受けた事業者が、その計画に従って他の法人の株式等の取得(購入)をし、取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き保有する場合に、価格低落による損失に備えるため、取得価額に以下の割合を乗じた金額以下の金額を積み立てたときは、その積立額を損金算入できることとなる。1)同計画に従い最初に取得した株式等90% 2)その他の株式等100%



積立金は、以下の事由において取り崩し(益金参入)を行う。1)売却等により、株式等の一部または全部を有しなくなった場合 2)株式等の帳簿価額を減額した場合 3)株式等の取得をした事業年度後にその事業承継等を対象とする一定の表明保証保険契約を締結した場合

『消費マインド「良くなる」5割 株価大幅上昇で企業調査』

日経平均株価が34年ぶりに史上最高値を更新したが、帝国データバンクは、株価上昇が及ぼす影響について企業へのアンケート調査を実施した。

その結果、株価の上昇が長らく停滞していた日本経済に対する企業や消費者のマインドが変わる(良くなる)、一つのきっかけになると思うか尋ねたところ、「変わる(良くなる)」と考える企業は48.2%で半数に上っていることが明らかになった。内訳は、マインドが「変わる(良くなる)」が8.8%、「どちらかと言えば変わる(良くなる)」が39.4%だった。この調査は2024年3月8日から12日までインターネットにより実施、有効回答企業数は1059社だった。

昨今の株価の上昇による恩恵を直接・間接問わず受ける(見込み含む)と考えるか尋ねたところ、「恩恵あり」と回答した企業は42.8%。具体的な恩恵としては、「社会全体の消費マインドの向上」が50.1%でトップ。以下、直接的な恩恵である「自社で保有する有価証券などの資産価値の上昇」(46.4%)、「個人の購買意欲の向上」(32.9%)が続いている。一方、「現時点では恩恵を感じていない」企業は52.8%で、半数超の企業が現時点で見込みも含めて恩恵を実感できていない。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com